

別冊付

[平成31年度 事業計画]

平成31年4月1日～平成32年3月31日

法人事業計画	1-1~4
佐久コスモスワークス事業計画	2-1~15
相談支援事業所コスモス事業計画	3-1~2
佐久コスモスワークス岸野事業計画	4-1~9
第二佐久コスモスワークス事業計画	5-1~7
障がい児通所支援事業所ひまわり事業計画	6-1~3
相談支援おおさわ事業所事業計画	7-1~2
ワークサポートこすもす事業計画	8-1~5
障がい福祉サービス事業所どんぐり事業計画	9-1~9
ライフサポートコスモス事業計画	10-1
障がい者就業・生活支援センター事業計画	11-1~2

平成31年度法人事業計画

社会福祉法人佐久コスモス福祉会

1. 基本方針について

本法人の目的は、佐久圏域の障がい者福祉の一端を担い、利用者に良質な福祉サービスを提供することにあり、そのために、「通所支援事業、居宅支援事業及び相談支援事業の三本柱とそれらをまとめる本部機能とを充実発展させる」との基本方針に基づき、当面する諸条件の変化に適切に対応しながら、本法人事業を安定強化するよう取り組んでゆくこととする。

更に、平成4年の事業開始から平成27年度までの24年間を本法人の第1期とし、利用料収入年額3億円、利用定員100人、職員60名を到達点とし、平成28年度から本法人の第2期とするとの前提で、平成28年度以降の事業展開を進めてゆくこととする。

第2期の特徴は、社会福祉法人制度改革その他の外部要因の変化に対して、どのように社会福祉法人が対応してゆかにあり、長期化する低成長時代のもとで、社会福祉法人の特性を正しく認識し、特に原点に戻って、福祉サービスの現場機能の維持強化をはかることが重要となるように思われる。

2. 最近の情勢について

(1) 障がい者自立支援法（後に障がい者総合支援法となる）の施行及び社会福祉法人制度改革の実施により、障がい者関連の制度問題がほぼ確定されてきたように思われ、その実感的受け止めは次のようなものである。

- 障がい者の相談支援体制についてはほぼ完成している。

障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者には、各人に必ず相談支援専門員がつき、各種サービスの紹介とサービスの利用計画の作成（アセスメント）及び見直し（モニタリング）を行うことになった。その利用計画を受けた各事業所では、サービス管理責任者による個別支援計画がたてられてサービスが進められることになった。

- 障がい者施設・事業所の経営に、営利法人等の参入が認められるようになった。

ずっと以前は、障がい者施設の経営ま行政と社会福祉法人だけにかぎられていたが、NPO法人にはじまり、現在は、一般社団法人や株式会社等も参入が可能になり、比較的小規模で利益率の高い分野への営利法人の進出がみられるようになった。

- 障がい者施設・事業所の運営にいろいろな条件が必要になった。

障がい者施設・事業所には、事業種別によって看護師、理学療法士・作業療法士、保育士、介護福祉士等の配置が必要になっているが、実務経験年数を条件に各種研修による資格取得者の配置が求められている。そのほか、障がい者の就労移行支援・就労継続支援等の事業現場では、利用者の就職数や工賃収入額に条件

がつけられている。

障がい福祉サービス報酬の見直し額は、もともと大きなアップは望めないが、以上のような有資格職員の配置や、就職者数・工賃額によって福祉サービス報酬の減額や加算が行われている。

[註] 障がい児については児童福祉法でカバーしているが、内容は障がい者関連の制度にほぼ準じている。

(2) 障がい者の基本的人権の尊重が強化されてきた。

- 個人情報保護法や障がい者虐待防止法の遵守が課題となっている。

個人情報保護法や障がい者虐待防止法が制定され、マスコミ報道や事業所職員の研修等で周知を図られるようになったが、障がい福祉サービス事業所の現場では、個別の事例についての判断については、なお詰めが必要ではないかと思われる

(3) その他の項目

- 障害福祉関連の情報公開が進められた。

社会福祉法人については「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」ウェブサイトで、障がい福祉サービス事業所については「障がい福祉サービス等情報検索」ウェブサイトで見ることができるようになった。

いずれノサイトも、全国全ての社会福祉法人及び障害福祉サービス事業所についての詳細な情報が記載されていて、本来は、国民に向けた情報の公開が目的であるが、本法人の立ち位置を知る上でも大いに参考とすることができる。

- 法人役員の報酬規程が必要となった。

本法人では、社会福祉法人佐久コスモス福祉会定款で、理事、監事及び評議員の報酬は、それぞれ無報酬とすると定められている。

3. 法人組織について

- (1) 理事会は、3ヶ月に1回の開催を原則とし、理事会には監事の出席も義務付けられいいて、今後予想される厳しい局面に対処すべく、本法人の業務決定に関わってゆきたい。
- (2) 評議員会は、3月の事業計画・予算、6月の事業報告・決算及び役員改選のための会議のほか、必要に応じて開催される。
- (3) 責任者会議は、各事業所の所長及び副所長クラスの参加による、毎月1回の開催を原則とし、理事会と現場職員とのつなぎ役の立場から、各部門相互の情報交換と問題点の洗い出しを行い、各拠点の円滑な運営を進めるとともに、法人全体の方向性への提言を行うよう、その役割を果たすことが期待される。

4. 当面の課題について

- (1) 利用者及び職員の現状把握について

利用者の受入れ増について、それぞれの事業所の土地・建物の広さや職員数が飽

和状態に近づいているので、今後の受け入れ対策の参考として、10月当初に、それぞれの事業所ごとに次の資料をつくり理事会に提出することとする。

- 利用者数：定員、現員、超過可能数（1日当たり、直近3カ月）、空き人数
- 職員数：現員、常勤換算数、配置基準数（個人氏名は不要）
- 敷地建物：利用者数・職員数に対する敷地及び建物の広さ等の過不足感

(2) 各事業所の状況について

① 佐久コスモスワークス

平成4年開所以来28年目を迎えて利用者の高齢化が進み、体力的衰えから、ふらつき、歩行困難、転倒と打撲、情緒不安定等の現象が見られ、職員による見守り、身体介助、カウンセリング的会話、成年後見制適用等の必要性が高まっている。

② 佐久コスモスワークス岸野

平成29年にグループホームが建てられから、空き地が狭くなり、駐車場と運動場の用地として、近隣の土地購入手配を進めているが、近日中に見通しがつきそうな状況となっている。

③ 第二佐久コスモスワークス

比較的重度の利用者が多く、利用者の処遇について、事業所側と利用者、保護者、相談支援専門員相互間の意思疎通への配慮がこれからも必要と思われる。

④ 重心通園事業所ひまわり

就学前児童の養護学校進学、他事業所利用の増加等により、平成29年度までの利用増の傾向が変わり、利用児童数の減少が顕著になり、当分の間は現状の建物の広さと職員数で足りそうである。なお、この事業所の利用対象は障害児のみで、管をいっぱいつけた幼児が機能訓練室で療育支援をうけているとのイメージが印象的である。

⑤ ワークサポートこすもす

いろいろ試行錯誤の結果、当面のところ、中込事業所は就労移行支援定員10名、石神事業所は自立訓練定員10名、合計定員20名の多機能型事業所として運営を続けることになった。なお、この事業所の利用は、主として精神障害者と発達障害者が占めている。

⑥ 障がい福祉サービス事業所どんぐり

早朝・夕方などの時間外、土日や学校の長期休暇の稼働が主で、この事業所の利用は、障がい者と障がい児の両者となっている。

⑦ ライフサポートコスモス

グループホームと短期入所の2事業を行い、障がい者への宿泊サービスを提供している。

⑧ 障がい者就業・生活支援センターほーぷ

就職を希望する障がい者を対象に、就職の準備・就職・職場定着の全般的支援を

行っているが、他の事業と異なり、相談支援事業所と同様に事務室と乗用車だけがあり、外回りの仕事が主体となっている。なお、この事業所の利用は、知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者が占めているが、精神障がい者と発達障がい者の増加がみられている。

5. 法人会計決算書類の読み取りについて

年度末の決算書類については、法令や会計基準に照らし合わせて、数字を正確に記帳する簿記の考え方で終わり、その先に進んでいないように思われる。

しかし、これから社会情勢から、事業体の経済活動の健康度を、決算書類の内容から読み取る必要があると思われる。人に例えれば、健康診断により異常がなければよいが、栄養失調や病気の兆候があれば、手を打たなければならない。それと同様に、事業体についても事業診断が必要になってきている。

なお、決算書類は、何段階にも細分化されているが、概観的に見るため、法人全体をまとめた、法人単位と冠した計算書を見るところにする。

(1) 予算書と決算書について

- 法人会計の予算書は、資金収支計算書の様式によっている。
- 法人会計の決算書類は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表の3本立てからなり、資金収支決算書よりも、むしろ事業活動計算書と貸借対照表が主役の役割を担っている。

(2) 決算書類の読み取り（事業診断）について

- 法人単位貸借対照表からみてゆく。

左側の資産の部では、流動資産のうちの現金預金と、固定資産の部の積立金をみると、これらは現金・普通預金・定期預金の形をとっていてすぐ使えるから、多ければ多いほどプラスのイメージとなる。

次に右側の負債の部の固定負債のうちの設備資金借入金で、設備資金借入金が多ければ多いほどマイナスのイメージとなる。

- 法人単位事業活動計算書を見る。

最後に決定的なのは、事業活動計算書のサービス活動増減の部の、サービス活動増減差額の符号で、これがプラス符号であれば黒字で安心であるが、マイナス符号であれば赤字で心配になる。

すなわち、人の栄養失調と同じで、この項目のマイナス符号が何年も続くと、ジリ貧状態になり、事業の継続ができなくなる恐れがある。

資料によれば、障害福祉サービス事業者の約4分の1が、赤字の状態である。

6. その他

- 利用者と職員が接する事業所現場の雰囲気を明るくしてゆきたい。
- 職員研修として、法人内及び法人外の現場実習を重視する。
- ホームページ及び機関紙による外部へのPRを強化する。

2019年度多機能型事業所 佐久コスモスクス事業計画

[基本方針]

1. 多機能型事業所（生活介護、就労継続支援B型）として、それぞれの事業所の機能を充実させ、仲間一人ひとりにあった活動の場を提供することによって、一人ひとりが安心して通える場になるよう努めます。

[重点目標]

1. 私たちは、一人ひとりの仲間のニーズに添った活動場所を提供し、安心して通える場になるよう努めます。
2. 私たちは、仲間の思い及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を提供し、働く喜びと生きがいの持てる事業所を目指すとともに、一人ひとりの力が伸ばせるよう努めます。
3. 私たちは、家庭との意志疎通及び連携を進めます。そして、仲間達がより良い地域生活が送れるよう相談支援事業所「コスモス」と連携し、相談支援の充実に努めます。
4. 私たちは、仲間の支援方法についての共通認識及び基礎的知識の学習等、仲間一人ひとりのニーズに添った支援が提供できるよう職員研修の充実に努めます。
5. 各事業計画については、必要に応じて別途詳細な実施計画を作成し、実施します。

[生活介護事業活動計画]

1. 1階作業班活動について

- (1) 心と体の健康の維持・増進を一番の目的として活動し、一人ひとりの体力や機能に応じて、それぞれが持てる力を発揮し、生きがいや

役割を感じられる活動を行います。

- ①午前と午後に分けてそれぞれのペースで毎日ウォーキングを行います。
- ②午前中、腰痛体操や誤嚥体操、歌うことを通して体力維持を兼ねた健康体操を行います。
- ③体験を広げたり、地域との交流することを目的に、地域のイベントなどの活動に参加します。また、地域の方々と交流やかかわりを持てる機会を設けていきます。
- ④個々の力を活かしたり、伸ばしたりする作業の時間を取り入れます。
- ⑤リハビリが必要な方に対しては、定期的にリハビリ指導を実施します。
- ⑥季節を感じられる工作等を計画し、取り組みます。

(2) 販売・ギャラリースペースの有効活用

- ①ワークス製品の販売及び仲間の作品を展示し、活動の発表の場とします。

(3) 利用者のニーズに合わせ、入浴サービスを実施します。

- ①現在入浴サービスを利用している利用者も含め、利用者のニーズの把握を行い、入浴日の回数や対象人数などを検討します。（特に重心の仲間については、引き続き定期的な利用ができる体制を整えます。）

2. 生産活動について

(1) 生産活動方針

自主製品の製造・販売活動及び軽作業、請負作業を通して、以下の取り組みを行います。

- ①個々の持つ能力をできるだけ引き出し、少しでも伸ばせるような

取り組みを行います。

②一人ひとりにあった無理のない作業量での生きがい作りや、健康維持に取り組みます。

(2) 生産活動内容

①クッキー製造・販売

◎消費者のニーズに沿った各種製品の製造に取り組み、商品の安定した供給を進めています。年間の売り上げは250万円以上を目指します。

◎作業内容を検討していくことで、魅力的な新商品の開発も進めています。

◎季節商品のクッキー、イベント用商品の安定した製造と供給を進めます。

◎年間を通しての手洗い・うがい（冬期）の励行、ビニール手袋着用等衛生管理の徹底を図ります。

◎クッキーカッターによる作業を遂行し作業効率の向上と、職員の負担を軽減し仲間の見守り等に配慮していきます。

◎仲間が作業に気持ち良く取り組めるよう、気分転換などの時間を積極的に取れるよう対応を行ないます。

②軽作業

◎全員が落ち着いて作業に取り組めるよう、環境を整えます。

◎一人ひとりの能力に見合った、楽しんでできる作業内容・作業量を提供します。

◎毎日の衛生管理に注意し、徹底を図ります。

◎健康維持のため、ウォーキングなど運動を多く取り入れます。

③配達業務

◎商品パンフレットを活用し、配達の先々や地域の方々や保護者へのPR活動を積極的に行い、販売促進を進めます。

◎配達・豆腐仕分け・ラベル貼り等豆腐配達に携わるメンバー1人ひとりが、自分たちの仕事として誇りを持って行えるように支援し、地域とのつながりを深めます。

④清掃作業（合庁清掃）

◎地域との交流を深めると同時に作業実習の場として、引き続き継続します。

[就労継続支援B型事業活動計画]

1. 生産活動方針

国産小麦使用の安心・安全なパン製造・販売活動を通して、作業面、生活面において一人ひとりの能力を引き出す取り組みをしていきます。また、700万円以上の売り上げを目指にし、工賃アップを目指します。

2. 生産活動内容

(1) 仕事能力を高めるための機能

製パン技術の向上、接客の練習や、お金計算などの学習を取り入れます。また個人のレベルに合わせたパソコンを使った作業も取り入れていきます。

(2) 生活力向上のための場としての機能

日常生活にともなう、清掃、ごみ出し分別、食事準備などの練習の場として、一人ひとりの生活力を高めていきます。

(3) 季節に応じた商品の販売促進

旬の素材を使用したパンを広く認知してもらうため、POPやメニュー表等を活用し1人でも多くのお客様に周知していきます。

(4) 販売スペースの充実と顧客の獲得

季節に応じ販売スペースの模様替えを行い、お店として入りやすい店づくり。またすぐに注文を受けられるよう、注文票の作成を

して顧客の獲得を行っていきます。

顧客を増やすことを目標に、商品のPR活動を行います。

(5) イベント用のパンの作成

コスモス祭などのイベント限定の物を販売できるよう、皆でアイディアを出し合って販売できるよう企画していきます。

(6) 余暇活動について

リフレッシュできるように、喫茶体験や外食などを計画していきます。また、作業量の少ない日には、外に出て体を動かす機会を設け、健康づくりにつなげていきます。

[共通活動計画]

1. 自主製品販売活動について

(1) パン、クッキー及び岸野製造のせんべいなどを中心に店頭販売、配達、卸売などを進めると共にバザー、イベントなどの販売会に参加します。

(2) 配達や販売会など、様々な機会を通じて顧客のニーズの把握に努め、新製品の開発につなげていきます。

2. 生産活動支援について

日中活動において、一人ひとりに合った無理の無い作業量での生きがい作りや健康維持に取り組むとともに、個々の持つ能力をできるだけ引き出し、少しでも伸ばせるよう取り組みを行います。

(1) 仲間の技術維持・向上へ向けて作業方法の工夫やアドバイスを重ねていきます。

(2) 様々な作業種を提供することで、個々の役割の拡大、自信につなげ、個々の持つ力を活かした作業を見つけていけるよう支援します。

- (3) 仲間同士や職員との関わりの中で互いに協調し、個々が伸び伸びと力を発揮できるよう支援します。
- (4) 一人ひとりが清潔や衛生についての意識を持てるように働きかけすると同時に、家庭とも協力して取り組みます。
- (5) 作業を通じて、物を作り出す、完成させるなどの喜びを感じ取れるよう支援します。
- (6) 自分の役割や協働する楽しさなどを実感出来るように支援します。
- (7) 販売や配達などを通して地域と関わることで、作業への意欲、やりがいにつなげていけるよう支援します。
- (8) 機材や什器、白衣、帽子、靴などの衛生管理に努め、清潔、安全な職場環境を作ります。

3. 生活援助について

- (1) 年1回の家庭との個別面談（必要な方は家庭訪問を実施）及び必要な場合は随時実施して、家庭と協力しながら支援します。また、個別支援計画をもとに個人的・集団的な支援を行います。
- (2) 相談支援について（相談支援事業所「コスモス」と連携）
 - ①仲間が生活上で困っていること等がある際に相談にのり、解決のための方法を検討。そのために必要な調整・支援の確保等を行います。
 - ②仲間の福祉サービス利用状況を把握すると同時に家庭からの要望や意見も適宜把握し、円滑に支援が継続できるようにします。
 - ③サービス提供事業所との情報交換会を適宜実施し、支援状況の共有、支援方法の検討等をします。

(3) グループ旅行について

仲間・家族の要望をできるだけ取り入れ、楽しめる旅行を計画します。また、職員の負担や準備、当日の運転など減らせるよ

う配慮し、仲間に安全に楽しんでもらえるよう無理のないよう
に計画します。

①仲間の希望、要望、夢を聞き取りした内容を取り入れつつ、
体力や身体の状態を配慮し、距離や宿泊先などを考え、皆が
楽しめる旅行を計画します。

②集団行動に配慮が必要な仲間に関しては、小人数での旅行を
計画し個別の対応も必要に応じて行います。

③家族と離れ、他の仲間や職員と宿泊することで、家庭とは
違う機会を経験し、家族にはひと時の休息時間にしてもらえ
るよう計画します。旅行前に家庭と連絡を密に取り、安心し
て送り出してもらえるよう配慮します。

(4) クラブ活動、土曜日課、ゆかいな会（創作活動）

①仲間の趣味や興味を広げ、娯楽や健康へとつなげ、余暇活動の
充実を図ることを目的として、下記の活動を行います。

a. クラブ活動

料理・音楽・運動・レジャークラブの中から仲間に希望を
取り、実施可能なクラブを年間を通して行います。クラブ
によっては講師を依頼し、仲間がより楽しんで過ごせる内
容を実施します。基本的に毎月第1土曜日を利用し実施し
ます。

b. 土曜日課

仲間の希望を取り入れた年間計画を作成し、仲間たちが自
ら進んで楽しめるようなスポーツや新たな余暇活動を提
供します。また仲間のニーズに合わせて室内活動も取り入
れます。基本的には、毎週第3土曜日に実施します。

c. ゆかいな会（創作活動）

- ・希望する仲間を対象に、自由な創作活動を行う場として月1回実施します。活動内容としては、絵画、工作、書、その他手芸を芸術活動の一つとして取り入れ、基本的には仲間が選び行います。
- ・季節感のある題材を用意することで、季節を作品に取り入れられるようにしていくと同時に創作意欲につなげていきます。また、新しい画材や絵以外の創作についても引き続き提案していきます。
- ・ボランティアの方々に相談役をお願いし、仲間個人に合った画材を提供したり活動の幅が広がるよう援助します。
- ・仲間の作品が、多くの人の目に増える機会を作ります。コスモス祭、ふれあい広場、福祉展に出品したり、無理のない範囲でコンクールなどにも引き続き応募していきます。また、ワークス内の展示も行っています。
- ・芸術活動を通じ、他施設と交流が深められるような機会が作れるよう検討していきます。
- ・今までの作品を含め、保管の仕方及び整理について検討します。
- ・いろいろな作品に触れる機会として、展示会の見学などを検討していきます。

(5) 仲間の会について

仲間の自治能力の向上をめざし、仲間の会（自治会）の充実を図り、仲間自らが運営していくよう援助します。

- ①誕生日会の企画・運営（基本的に毎月第1土曜日）
- ②季節ごとの行事を仲間の会役員と一緒に計画し、仲間に提供します。

- ③仲間の自治活動（話し合い・学習会など）の時間を設けます。
(2~3ヶ月に1回程度)事前に仲間の会役員会を設け、企画・運営も仲間の会役員主導で進めていきます。
- ④普段の生活の中で、仲間からの提案・苦情等に耳を傾け、仲間全体で話し合わなければならないことについては、帰りの会等を使いその都度、話し合い解決していきます。
- ⑤法人内各施設の仲間同士が交流できるよう、仲間の会役員会等で話し合い、引き続き考えていきます。

（6）主な行事について

①季節を感じる行事などの実施及び参加

目的：季節を感じ、また日本の文化に親しむことができるようになります。地域の行事にも参加し、親睦を深めます。
内容：花見、プール、クリスマス会、新年会、ひな祭り等

②望年会

目的：一年のご苦労会と同時に保護者、協力者、理事、評議員との交流を深めます。

4. 給食について

（1）調理を外部委託（委託先：株メフォス）。

給食検討委員会を毎月開催し、委託先との連絡・調整を行い、今まで同様、成人病予防や咀嚼等、個々に合わせた食事配慮を行います。

また、栄養目標値に近づけるバランスのとれた献立を提供するとともに、昼食が楽しみとなるよう、季節や行事に配慮した食事を提供します。

5. 保健衛生について

- (1) 出勤時の視診、問診、バイタルチェックにより日々の健康状態の把握を行い、健康管理の推進に努めます。
- (2) 体重、血圧測定（毎月基本的には第2週の火曜）を行い、結果を各家庭に伝えるとともに、その変動に注意を払います。
- (3) 健康講話：市の保健師を中心に健康に関する講話を実施し健康に関する意識の向上に役立てます。
歯科講話：市の歯科衛生士による歯磨き指導を実施します
- (4) 健康相談：浅間病院の医師による健康相談を年2回行います。
相談内容は保護者、職員全体に呼びかけ実施します。
- (5) 理学療法士：月1回 作業療法士：月1回（作業活動、日常生活活動、リラクゼーション）などを個々のニーズに合わせて行います。また個々に必要な指導については職員が行います。
- (6) 歯科検診（年1回）：浅間病院歯科にて検診を行います。歯の健康に努めます。
- (7) 健康診断（年1回）：浅間病院にて検診を行います。健診を実施する事により、疾病の早期発見に努めます。
- (8) インフルエンザ予防接種を行ないます（希望者のみ）
- (9) 女の子の日ノート（生理）の活用により体調管理に努めます。
- (10) 日常的支援及び指導
 - ①歯磨き指導を行い健康な歯の維持に努めます。
 - ②身だしなみ：洗面・整容・爪きり等に気をつけ身なりに気を配り清潔を心がけます
- (11) 個別メニューの相談に応じて支援します：健康面・衛生面・生活支援・リハビリ等
 - ①健康面で気になる人の相談：休養・家庭への連絡・処置
 - ②重症心身障がい者への支援：リハビリ・生活支援等

③定期的な皮膚の処置と点検

④内服薬の管理と把握。変更時の職員への情報提供

(12) 通院支援

定期通院の把握と確認をします。基本的には家庭で通院しますが、家庭で行かれない場合や緊急時には看護師が付き添います。疾病について理解を深める手助けをします。

(13) 感染症予防

感染症に対する知識の普及に努めます。

感染症に対する予防や対応（手洗い・うがいの励行・マスクの使用）を行います。

(14) 救急時の対応

消防署の救命救急士による救急救命講習及び実技を年1回実施します。

(15) その他

①衛生物品の補充

②洗面所周辺・1階トイレの清掃美化

③感染症対策：タオルの消毒・うがい用コップ・歯ブラシの消毒

④保健所の出前講座の活用

6. 防災計画について

災害予防並びに利用者が安全に災害から回避できるよう援助することを目的とします。

(1) 関係行政機関（消防署等）との連絡・連携を密にして十分な指導を受ける時間を設けます。

(2) 防火管理者は、日頃から全職員に災害防止の徹底を図ります。

(3) 職員は、防災、安全確保に努めるとともに、非常時に冷静敏速に行動できるようにするため、様々な想定（火災、地震）で訓練を実施し、職員間の連携を図ります。また、消火器の扱いや

設備操作についても全職員がその機能を把握できるよう定期的に講習を行います。

- (4) 利用者が防災意識を持ち、1人1人が安全に避難できるようになるために年3回避難訓練（内1回避難・消火訓練）を行います。内1回は2施設（ワークス、作業センター）合同の訓練とします。また、日頃から防災に関する話題を提起し、防災意識の向上を図ります。
- (5) 上記訓練以外に、定期的に1階作業室からの安全な避難方法の体得、2階非常階段から安全に避難に導くための訓練を行います。
- (6) 関係機関から防火講習等の連絡があるときは、積極的に参加し、防火知識の向上を図ります。

7. その他の計画について

(1) 職員会

職員会については、基本的に第3水曜日の利用者帰宅後実施します。班会議、ケース検討を行うなかで、仲間1人ひとりの支援方法について情報の共有化を進めます。その他に利用者帰宅後の帰りの会で、日々の利用者の状況を確認し、支援についての共有化を進めます。

(2) 職員研修

職員の資質向上を図り、もって仲間一人ひとりの発達を保障するため下記の研修を実施します。

- ①職員一人ひとりが研修の課題を決めて、他施設研修を実施します。また、外部研修についても積極的に参加します。
- ②仲間一人ひとりの障害特性についての基礎的知識の学習及び支援充実のためのケース検討会を実施し、障がいの軽減、改善がはかられるよう内部研修を進めます。
- ③各団体主催の研修に積極的に参加し、支援についての学習を

深めます。併せて復命研修を行い、他の職員への共有化を進めます。

(3) 個別支援計画

定期的（3ヶ月毎）に支援内容を振り返り、必要に応じて個別支援計画の見直しを行います。

(4) 仲間の担当

仲間の担当制については、引き続き個々の担当制と班毎のチーム担当制（パート職員含む）とし、支援の充実に努めます。

(5) 保護者との連携強化

連絡帳の活用、個別連絡及び必要に応じて個別訪問を行い、利用者の家庭での状況を把握しながら、支援の充実を進めます。

(6) 地域の方々に施設を知っていただくとともに、障がいのある仲間達への理解を深めることを目的に今年度もコスモス祭を全体のお祭りとして開催します。

(7) 交流活動

①地域との連携、仲間たちへの理解を深めることを目的として、実習生やボランティアの受け入れ、小・中学校との交流及び地域行事への参加を積極的に進めます。

(8) 送迎について

①仲間の高齢化、重度化及び家庭環境の変化に伴い、今後も送迎については要望が多くなると見込まれるため、引き続き送迎体制の充実に努めます。

日 課 表 (2019年度)

平 日 日 課 表

8 : 30	出勤・作業準備
	健康チェック
8 : 45	作 業
10 : 15	休憩（各班毎適宜）
10 : 30	作 業
12 : 00	昼 食
	休憩
1 : 15	作 業
2 : 10	休憩（各班毎適宜）
2 : 30	作 業 (各作業班毎清掃)
3 : 30	終わりの会
3 : 50	終 業 (帰宅準備)

土 曜 日 課 表

8 : 00	出 勤
8 : 45	朝 礼
9 : 00	第1 クラブ活動
	第3 余暇活動
12 : 00	昼 食
	休憩
	清掃
1 : 15	
1 : 40	帰りの会
2 : 00	終 業 (帰宅準備)

※ 日曜及び祭日は休所日

※ 第3水曜日 午後2時終業

※ 各班毎に体を動かす機会を設けます。

※ 実情に応じて変更の場合もあります。

2019年度行事予定

月	行 事 内 容
4	花見、若宮祭り参加 避難訓練
5	健康講話
6	佐久地区障がい者スポーツ大会 歯科検診 健康相談
7	プール、岸野よいよい祭り参加 健康講話
8	盆休み、大掃除、コスモス祭
9	県障がい者スポーツ大会 避難訓練
10	県知障協佐久支部レク 佐久ふれあい広場 健康診断（簡易ドック）
11	佐久市福祉展参加 インフルエンザ予防接種
12	クリスマス会、望年会 大掃除 健康講話 健康相談
1	年末年始休み 新年会（初詣） 避難訓練
2	節分 ナイスハートin佐久
3	ひな祭り

- ※ グループ旅行の実施
- ※ 誕生会の実施
- ※ 体重・血圧測定毎月実施
- ※ 健康相談の実施
- ※ 隨時地域行事に参加
- ※ 適宜に各作業班毎の行事実施

但し、実施月及び内容については、実状に応じて変更する場合もあります。

2019年度相談支援事業所コスモス事業計画

1 利用者

契約者 54名（平成31年3月31日現在）

2 基本相談支援事業

(1) 事業概要

障害者総合支援法の趣旨にのっとり、かつ、社会福祉法人佐久コスモス福祉会の基本理念及び事業方針を踏まえ、法令及び社会規範を遵守し、障がい者の地域生活を支える「相談支援」事業に取り組みます。

事業の実施にあたっては、利用者がその有する能力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、相談その他の日常生活上の援助を総合的かつ効果的に行う。

相談支援の実施にあたっては、市町並びに他の障がい福祉サービス事業を行う者等との密接な連携に努める。また、昨年度報酬改定が行われたことを受け、改定の内容に沿った業務を行う。

(2) 対象者

佐久市、南佐久郡、北佐久郡内に居住する障がい者

ただし、上記以外に居住する障がい者に対応する場合もある。

(3) 内容

相談員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び関連する業務を行う。

3 特定相談支援事業

(1) 事業概要

障がい者及びその保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や便宜を供与し、及び権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようとする。

(2) 対象者

佐久市、南佐久郡、北佐久郡内に居住する障がい者

ただし、上記以外に居住する障がい者に対応する場合もある。

(3) 内容

ア 福祉サービスの利用等に支援

イ 障害や病状の理解に関する支援

ウ 健康・医療に関する支援

エ 不安解消・情緒安定に関する支援

オ 家族関係・人間関係に関する支援

- 力 家計・経済に関する支援
- キ 生活技術に関する支援
- ク 社会参加・余暇活動に関する支援
- ケ 権利擁護に関する支援
- コ その他の生活相談支援

(4) その他

- ・保護者とともに学習する機会を設け、互いに理解を深め、協力して支援をすすめられるようとする。また、相談支援事業所としての活動を知つてもらったり、様々な情報を伝えていくための広報活動を行う。
- ・仲間の勉強会を開き、仲間自身が自らの生活を考えるきっかけを作る。
- ・アセスメントの機会をとらえ、家族や支援者と協力して個々の利用者の『ライフスタイルカルテ』づくりを進め、より良い支援につなげていく。
- ・利用者主体の余暇・社会参加活動支援ができる体制づくりを行う。

上記の4点について今後も継続して取り組んでいくとともに、今年度はグループホーム岸野での短期入所利用が円滑に実施できるよう家庭（本人）と事業所との調整を行っていきたい。

平成 31 年度多機能型事業所 佐久コスモスクス岸野事業計画

[基 本 方 針]

1. 多機能型事業所（生活介護、就労継続支援 B 型）として、それぞれの事業所の機能を充実させ、仲間一人ひとりにあった活動の場を提供することによって、一人ひとりが安心して通える場になるよう努めます。

[重点目標]

1. 私たちは、一人ひとりの仲間のニーズに沿った活動場所を提供し、安心して通える場になるよう努めます。
2. 私たちは、仲間の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を提供し、働く喜びと生きがいの持てる事業所を目指すとともに、一人ひとりの力が伸ばせるよう努めます。
3. 私たちは、家庭との意思疎通及び連携を進めます。そして、仲間達がより良い地域生活が送れるよう相談支援事業所「コスモス」と連携し、相談支援の充実に努めます
4. 私たちは、仲間の支援方法について、基礎的知識の学習を通じて、共通認識を高めて行き、仲間一人ひとりのニーズに添った支援が提供できるよう研修の充実に努めます。
5. 各事業計画については、必要に応じて別途詳細な実施計画を作成し実施します。

[生活介護事業活動計画]

1. 生活活動方針について

自主製品の製造・販売活動及び軽作業、請負作業を通して、以下の取り組みを行います。

- (1) 個々の持つ能力をできるだけ引き出し、少しでも伸ばせるような取り組みを行います。
- (2) 一人ひとりにあった無理のない作業量での生きがいづくりや、健康維持に取り組みます。

2. 生産活動内容

(1) 請負作業

利用者に過度の負担にならない作業量で作業を行い、継続性を考えながら、仕事の確保と新規作業の開拓に努めます。

- (2) さをり織り・きょうされんふきんの製造、自主製品の製造
 - ①個々の能力を活かしながら、さをり、きょうされんふきんの製造、販売を行います。
 - ②さをりに関しては、様々な縫製品を視野に入れながら、専門家

とも連絡を取りながら研究を行い、加工等を施し、新たな商品の開発を進めます。

③手工芸品を中心とした自主製品等の研究・開発をしていきます。

(3) 配達業務

①商品パンフレットを活用し、配達の先々や地域の方々や保護者へのPR活動を積極的に行い、販売促進を進めます。

②卸販売先における商品棚などのメンテナンスを進めます。

③配達メンバー一人ひとりが、自分達の役割として認識できるよう支援し、地域との交流を深めます。

(4) 清掃作業(合庁清掃)

①地域との交流を深めると同時に作業実習の場として、引き続き継続します。

[就労継続支援B型事業活動計画]

1. 生産活動方針

自主製品の製造・販売活動及び軽作業、請負作業を通して、以下の取り組みを行います。

(1) 個々の持つ能力をできるだけ引き出し、少しでも伸ばせるような取り組みを行います。

(2) 利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえ、生産活動の効率が図れるよう配慮し、工夫を行います。

2. 生産活動内容

(1) 請負作業

①利用者に過度の負担にならない仕事量で作業を行い、継続して行えるよう仕事の確保に努めます。

②年間を通じて取り組める新たな請負作業の開拓については、企業訪問等を通じ進めます。

(2) せんべい製造

①国産小麦粉使用による、手作りの良さを活かしたせんべい作りを行い、消費者のニーズに沿った各種製品の製造に取り組みます。

②新しい商品の販売促進を進めて行きます。

③通常の商品に加え、地域の観光に合わせた商品を提供することによって、300万円以上の売り上げを目指にし、工賃アップを目指します。

(3) 清掃作業(合庁清掃)

地域との交流を深めると同時に作業実習の場として、引き続き継続します。

[共通活動計画]

1. 自主製品販売活動について

- (1) 本園製造のパン、クッキー及びせんべいなどを中心に店頭販売、配達、卸売などを進めると共にバザー、イベントなどの販売会にも参加します。
- (2) 配達や販売会など、様々な機会を通じて顧客のニーズの把握に努め、新製品の開発につなげていきます。

2. 生産活動支援について

日中活動において、一人ひとりに合った無理のない作業量での生きがい作りや健康維持に取り組むとともに、個々の持つ能力を出来るだけ引き出し、少しでも伸ばせるような取り組みを行います。

- (1) 仲間の技術維持・向上へ向けて作業方法の工夫やアドバイスを重ねて行きます。
- (2) 様々な作業種を提供することで、個々の役割の拡大、自信につなげ、個々の持つ力を活かした作業を見つけて行けるよう支援します。
- (3) 仲間同士や職員とのかかわりの中で互いに協調し、個々が伸び伸びと力を発揮できるよう支援します。
- (4) 一人ひとりが清潔や衛生についての意識を持てるように働きかけると同時に、家庭とも協力して取り組みます。
- (5) 作業を通じて、物を作り出し、完成させるなどの喜びを感じ取れるよう支援します。
- (6) 自分の役割や協働する楽しさなどを実感出来るように支援します。
- (7) 販売や配達などを通じて地域と関わることで、作業への意欲、やりがいにつなげていけるよう支援します。
- (8) 機材や什器、白衣、帽子、靴などの衛生管理に努め、清潔、安全な職場環境を作ります。

3. 生活援助について

- (1) 年1回の家庭との個別面談（必要な方は家庭訪問を実施）及び必要な場合は随時実施して、家庭と協力しながら支援します。また、個別支援計画をもとに集団的・個人的な支援を行います。
- (2) 相談支援について（相談支援事業所「コスモス」と連携）
 - ①岸野に通所する仲間が生活上で困っていること等がある際に相談にのり、解決のための方法を検討。そのために必要な調整・支援の確保等を行います。
 - ②仲間の福祉サービス利用状況を把握すると同時に家庭からの要望や意見も適宜把握し、円滑に支援が継続できるようにします。
 - ③サービス提供事業所との情報交換会を適宜実施し、支援状況の共有、支援方法の検討等をします。

(3) グループ旅行について

今年度より、岸野単独での旅行として、仲間同士の結び付きやお互いの協力関係を強めて行けるように計画します。また、職員の準備や当日の運転など減らせるよう配慮し、仲間に安全に楽しんでもらえるよう無理のない計画にします。

- ①仲間の体力や身体の状況を配慮し、距離や旅行先など考え、皆が楽しめる様な計画にします。
- ②集団行動に配慮が必要な仲間に関しては、少人数での旅行なども必要に応じて行います。
- ③家族と離れ、仲間や職員と旅行を共にすることで、家庭とは違う社会経験の場にします。また、旅行前に家庭と連絡を密に取り、安心して送り出してくれるよう配慮します。
- ④仲間の希望や夢、要望などを聞き、その内容を取り入れながら、楽しい旅行になる様に配慮して行きます。

(4) クラブ活動、土曜日課

今年から活動の場を岸野に移し、仲間同士がより身近に感じられるように計画します。昼食についてはお弁当の購入で対応し、活動内容によっては外食を取り入れるなどして行きます。作業がない中、仲間が趣味や興味を広げ、娯楽へつなげることを目的として、下記の活動を行います。

①クラブ活動

外出、室内クラブの中から仲間に希望を取り、年間を通して行います。仲間がより楽しんで過ごせる内容を実施します。基本的に毎月第1土曜日を利用し実施します。

②土曜日課

仲間の希望を取り入れた年間計画を作成し、仲間達が自ら進んで楽しめるようなスポーツや新たな余暇活動を提供します。また仲間のニーズに合わせて室内活動も取り入れます。基本的には、毎週第3土曜日に実施します。

(5) ゆかいな会（創作活動）

- ①希望する仲間を対象に、自由な創作活動を行う場として月1回実施します。活動内容としては、絵画、工作、書、その他手芸などを芸術活動の1つとして取り入れ、基本的には仲間が選び行ないます。新しい画材・画法について提案していきながら、仲間の個性を大切にして伸ばしていきます。
- ②仲間の作品が、多くの人の目に触れる機会を作ります。
また、コスモス祭、ふれあい広場、福祉展への出品、コンクールなどにも応募して行きます。
- ③施設内や施設以外の場にも展示をしていきます。
- ④仲間の作品を取り入れた製品作りも行っていきます。
- ⑤色々な作品を見に行き仲間達の刺激になるような機会を増やして行きます。

(6) 仲間の会について

仲間達の自治能力の向上をめざし、仲間の会（自治会）の充実を図り、仲間達自らが主体となり運営していくよう援助しま

す。

- ①誕生日会の企画・実施（基本的に毎月第一土曜日）
- ②仲間から要望（希望・夢等）を聴く時間を設け、季節に合った行事を計画し、提供していきます。
- ③生活の中での仲間からの提案・苦情等に耳を傾け、仲間全体で話し合わなければならぬ事については、朝会や帰りの会を使い、その都度仲間の会として話し合っていきます。
- ④仲間の自治活動（話し合い・学習会）の時間を設けます。

（7）主な行事について

- ①季節を感じる行事などの実施及び参加

目的：季節を感じ、また日本の文化に親しむことができるようになります。地域の行事に参加し、親睦を深めます。

内容：花見、プール、クリスマス会、新年会、ひな祭り等

- ②望年会

目的：1年のご苦労会と協力者、理事、評議員との交流を深めます。

4. 給食について

（1）調理を外部委託（委託先：（株）メフォス）

給食検討委員会を毎月開催し、委託先と連絡・調整を行い、今まで同様、肥満、病気、咀嚼等、個々に合わせた食事を提供します。また、バランスのとれた献立を提供するとともに仕事の合間の楽しみとなるよう、季節や行事に配慮した食事を提供します。

5. 保健衛生について

（1）出勤時の視診、問診、バイタルチェックにより日々の健康状態の把握を行い、健康管理の推進に努めます。

（2）体重、血圧測定（毎月基本的には第2週の火曜）を行い、結果を各家庭に伝えるとともに、その変動に注意を払います。

（3）健康講話：市の保健師を中心に健康に関する講話を実施し健康に関する意識の向上に役立てます。

歯科講話：市の歯科衛生士による歯磨き指導を実施します。

（4）健康相談：浅間病院の医師による健康相談を年1回行います。相談内容は保護者、職員全体に呼びかけ実施します。

（5）歯科検診：年1回、浅間病院歯科にて健診を行います。歯の健康に努めます。

（6）健康診断：年1回、浅間病院にて健診を行います。健診を実施することにより、疾病の早期発見に努めます。

（7）インフルエンザ予防接種を行います。（希望者のみ）

（8）女の子の日（生理）ノートの活用により体調管理に努めます。

（9）日常的支援及び指導

①歯磨き指導を行い健康な歯の維持に努めます。

②身だしなみ：洗面・容姿・爪切り等に気を付け、身なりに気を配り清潔を心がけます。

- (10) 個別メニューの相談に応じて支援します。
健康面・衛生面・生活支援・リハビリ等
- (11) 通院支援
定期通院の把握と確認をします。基本的には家庭で通院をしますが、家庭で行かれない場合や緊急時には看護師が付き添います。疾病について理解を深める手助けをします。
- (12) 感染症予防
感染症に対する知識の普及に努めます。
感染症に対する予防や対応（手洗い・うがいの励行・マスクの使用）を行います。
- (13) 救急時の対応
消防署の救命救急士による救急救命講習及び実技を年1回実施します。
- (14) その他
 - ①衛生物品の補充
 - ②洗面所周辺：1階トイレの清掃美化
 - ③感染症対応策：タオルの消毒・うがい用コップ・歯ブラシの消毒
 - ④保健所の出前講座の活用

6. 防災計画について

災害予防ならびに利用者が安全に災害から回避できるよう援助することを目的とします。

- (1) 関係行政機関との連絡（消防署等）を密にし、十分な指導を受けます。
- (2) 防火管理者は、全職員に災害防止の徹底を図ります。
- (3) 職員は、防災、安全確保に努めるとともに、非常時に冷静敏速に行動できるようにするため、様々な想定（火災、地震）での訓練を実施し、職員間の連携を図ります。また設備操作についても、全職員が設備操作の機能を把握できるよう定期的に講習を行います。
- (4) 利用者自身も日頃から防災意識を持てる様、1人ひとりが安全に避難出来るようになるために、年3回避難訓練（内1回避難・消火訓練）を行います。また、日頃から防災に関する話をし、意識の向上を図ります。
- (5) 上記訓練以外に、定期的に1階作業室からの安全な避難方法の指導、2階非常階段から安全に避難に導くための練習を行います。

7. その他の計画について

(1) 職員会・検討委員会

職員会については、基本的に第3水曜日の利用者帰宅後実施します。班会議、ケース検討を行うなかで、仲間1人ひとりの支援方法について情報の共有化を進めます。各班の主任で構成する検討委員会では、重要事項及び現場の諸課題についてその都度協議します。その他に利用者帰宅後の帰りの会で、日々の利用者の状況を確認し、支援についての共有化を進めます。

(2) 職員研修

職員の資質向上を図り、仲間一人ひとりの発達を保障するため下記の研修を実施します。

- ①職員一人ひとりが研修の課題を決めて、他施設研修を実施します。また、外部研修についても積極的に参加します。
- ②仲間一人ひとりの障がい特性についての基礎的知識の学習及び支援充実のためのケース検討会を実施し、障がいの軽減、改善が図られるよう内部研修を進めます。
- ③各団体主催の研修に積極的に参加し、支援についての学習を深めます。合わせて復命研修を行い、他の職員への共有化を進めます。

(3) 個別支援計画

定期的（3ヶ月毎）に支援内容を振り返り、必要に応じて個別支援計画の見直しを行います。

(4) 仲間の担当

仲間の担当制については、引き続き個々の担当制とチーム担当制（パート職員含む）とし、支援の充実に努めます。

(5) 保護者との連携強化

連絡帳の活用、個別連絡及び必要に応じて個別訪問を行い、利用者の家庭での状況を把握しながら、支援の充実を進めます。

(6) 地域の方々に施設を知っていただくと共に、障がいのある仲間達への理解を深めることを目的に、今年度もコスモス祭を全体のお祭りとして開催します。

(7) 交流活動

①地域との連携、仲間達への理解を深めることを目的として、実習生やボランティアの受け入れ、小・中学校との交流及び地域行事への参加を積極的に進めます。

(8) 送迎について

①仲間の高齢化、重度化及び家庭環境の変化に伴い、今後も送迎については要望が多くなると見込まれるため、引き続き送迎体制の充実に努めます。

平成31年度行事予定

月	行事内容	
4	お花見、	避難訓練
5		
6	佐久地区障がい者スポーツ大会	歯科検診 健康講話
7	岸野よいよい祭り参加 プール	健康相談
8	お盆休み、大掃除、コスモス祭	避難訓練
9	県障がい者スポーツ大会	健康講話
10	県知障協佐久支部レク 佐久ふれあい広場参加	健康診断
11	佐久市福祉展参加	インフルエンザ 予防接種
12	望年会、クリスマス会 大掃除	
1	年末年始休み 新年会（初詣）	避難訓練
2	節分 ナイスハートIN佐久	歯科講話
3	ひな祭り	

- ※ クループ旅行の実施
- ※ 誕生会の実施
- ※ 体重・血圧測定：毎月の実施
- ※ 健康相談の実施
- ※ 隨時地域行事に参加
- ※ 適宜に行事実施

但し、実施月及び内容については、
実状に応じて変更する場合もあります。

平成31年度 第二佐久コスモスクワーズ事業計画

1 利用者

定員 20名

現員 20名（平成31年3月31日現在）

※4月1日より、小諸養護学校卒業生が1名通所予定。

2 基本方針

障害者総合支援法及び社会福祉法人佐久コスモスクワーズの基本理念及び事業方針を踏まえ、関係法令・社会規範を遵守し、指定生活介護事業において、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な支援及び療育を行います。

【重点目標】

- (1) 五つの“感”（「感謝」、「感動」、「感心」、「共感」、「感受性」）を大切にした支援に努める中で、成育歴と家庭環境を熟知の上、発達段階にある課題を利用者と共に認識し、具体的な解決方法を持って課題に立ち向かうように努めます。
- (2) 「目標をもって生活（支援）すること」及び「課題に向かって生産活動を行う（支援する）こと」ができるように支援します。
- (3) 利用者の意思決定を支援するために、関係機関との連携に努めます。
- (4) 昨年度の反省を活かし、障がい者虐待防止研修への積極的な参加を確保する。
他事業所との合同研修会に参加し、内々のルールがあることを知り、虐待に対する意識の向上と、意見交換を行う。また、日頃より信頼回復のための言動を心がける。
- (5) 障がい特性についての知識を深め、行動を分析し、その場に応じた適切な対応を身につける。
- (6) 「障がい者支援とは？」という初心に立ち返り、支援に対する基本的な心構えを養う。

3 生活支援について

健康で楽しい生活が目標を持って送れるよう、個別支援計画をもとに支援を行います。

また、余暇活動や土曜日課等を通じて、様々な社会体験を積むことで、生活の幅が広がるよう努めます。

- (1) 健康づくりや機能訓練を主な目的として行う「散歩」を通じて、心と体を整え、地域の人々と交流し、四季の変化を感じとる「豊かな心」を育てます。
- (2) 入浴を中心とした整容支援の取り入れにより、家庭における負担軽減を図るとともに、一層の健康増進に努めます。
- (3) 利用者や保護者の要望に沿って「送迎」を行い、事業所への円滑な通所が確保されるよう努めます。
- (4) 「おとの広場」（音楽療法）や「療育指導」（作業療法）及び音楽鑑賞等の余暇活動等を通じて豊かな情操を育てます。
- (5) 「土曜日課」については、工場見学、花の鑑賞やいちご狩り等季節を感じつつ、利用者が楽しめる計画を用意します。また、個々の障がい状況やニーズに対応し、「第二コスマスでゆっくり過ごす」日課を提供し、積極的な通所を働きかけます。
- (6) 年に一度の「秋の旅行」については、日常生活では体験することの出来ない外出の機会を提供します。
- (7) 家庭の都合等により、時間外の支援の希望がある場合には、タイムケア事業を活用し、柔軟に対応するように努めます。

4 生産活動について

青年期における労働の果たす役割の重要性に鑑み、一人ひとりの作業意欲を引き出し、かつ能力が十分發揮できるように取り組みます。

日課表（31年度）

平日日課表	
時間	内容
8：30	出勤
8：50	朝の会
9：00	作業
10：15	休憩
10：30	作業
12：00	昼食 休憩
13：15	作業
14：10	休憩
14：30	作業
15：10	清掃
15：30	ウォーキング
15：40	帰りの会
15：50	帰宅準備
16：00	終業

土曜日課表	
時間	内容
8：00	出勤
8：50	朝の会
9：00	第1土曜日 クラブ活動
	第3土曜日 余暇活動
12：00	昼食 休憩
13：15	清掃
13：40	帰りの会
13：50	帰宅準備
14：00	終業

※ 日曜及び祭日は休所日

※ 第3水曜日 午後2時終業

※ 班毎に体を動かす機会を設けます。

※ 実状に応じて変更の場合もあります。

また、生産活動に係る材料の買出しや委託製品の販売、配達等の社会体験を通じて、社会人としてのマナーの習得に努めます。

(1) 一口かすてらの製造

現在の販路を確保し、定期的な製造・販売に努めます。

(2) カレンダー、絵画の作成

利用者の絵画の能力が十分生かされる魅力ある作品作りに取り組みます。

(3) さわり織り

利用者の織る個性ある作品が生かされる製品作りに努めます。

(4) 木工製品

木片で作る画鋲の製作・販売を引き続き行います。

(5) 刺し子、ビーズ作業等

利用者が楽しんで行う刺し子やビーズ等を製品化し、販売に努めます。

(6) 農作業

借地を活用し、土に親しみ作物を作り、収穫の喜びが味わえるように努めます。

(7) 委託製品の配達

豆腐等の委託製品について、商品のPRに努め、新たな顧客の獲得に努めます。

(8) その他

利用者の一人ひとりが興味と関心を持って、意欲的に取り組める作業種の取り入れに努めます。

5 給食について

給食検討委員会を毎月開催し、委託業者との連携を図り、下記の点に留意しながら、より充実した給食の提供に努めます。

(1) 衛生面に配慮した清潔な環境の中で、新鮮な食材を利用した食事の提供に努めます。

(2) 季節や行事に配慮した変化のある食事の提供に努めます。

(3) 肥満の解消や咀嚼能力等を考慮した食事の提供に努めます。

6 保健衛生について

- (1) 通所時における健康視診やバイタルチェックにより、日々の健康状態の把握を行うとともに毎月の血圧・体重測定の実施により健康管理の推進及び肥満対策等を行います。
- (2) 日々次亜塩素酸水による所内全般の拭き上げ及び手洗いの励行を実施すること等により、徹底した防疫対策を実施します。
- (3) 理学療法士による「リハビリ訓練」、作業療法士による「療育指導」の取り入れにより、身体機能の維持・向上に努めます。
- (4) 浅間総合病院、佐久市保健師等の協力を得て、健康診断、歯科検診、健康講話等を実施します。また、健診等の際は、内容に応じて保護者にも参加を呼びかけ実施します。
- (5) 昼食後の歯磨き支援の徹底を図り、歯の健康管理に配慮します。また、生理の把握による体調管理にも努めます。
- (6) 家庭との連携を図り、必要に応じて通院支援（主に歯科）を行い、健康の維持・回復に努めます。

7 防災計画について

- (1) 災害の予防及び利用者を災害から守ることができるよう、関係機関との連携のもとに避難・消火訓練等を年3回、計画的に実施します。
- (2) 防火機材の定期的な保守点検を行うとともに、職員の防災意識の高揚を図るため、研修会等の開催に努めます。
- (3) 消防署員による職員を対象とした講習会を計画し、心肺蘇生法とAEDの使用方法の習得を目指します。

8 職員研修について

障がい者を支援する事業所の職員にふさわしい資質を身に付けられるよう各種研修の機会を確保し、技能・技術力の向上に努めます。

- (1) 法人が定める職員研修計画に基づき、関係機関・団体等が開催する各種研修会へ職員を参加させ、技能・技術の向上を図ります。
- (2) 法人内研修や他施設・事業所への視察研修等を行い、外部の意見を取り入れ風通しの良い職場環境づくりを目指します。
- (3) 毎日の「振り返り」の中で支援技術の向上を図ります。
- (4) 每月の職員会における「支援の振り返り」や必要に応じて行う「ケース検討」を通じて、利用者一人ひとりの支援のあり方を探ります。
- (5) 各種の研修参加後は、必要に応じて復命研修を実施し、支援技術・知識の均一化を図ります。
- (6) 障がい者虐待防止についての研修への出席、虐待防止委員会の開催、周知により、虐待への意識を高め、個々の支援力の向上に努めます。

9 その他

(1) 職員間の連携、協力体制の構築

朝・夕の職員連絡会等を通じて、常に利用者への支援のあり方を模索し、情報の共有と報告・連絡・相談の徹底を図り、統一した対応・支援が行えるように努めます。また一人よがりの支援に陥らないように、所長と職員との月一回の個別面談を実施する。

また、原則として第3水曜日の午後には職員会議を実施し、利用者への支援の振り返り等を行います。

(2) 保護者との連携について

家庭との連携の上で利用者の支援に当たることが必要・不可欠であることを再認識し、朝・夕の送迎時や連絡帳を活用して、一層の連携強化を図ります。また、年2回（春、秋）の「保護者による環境整備」の際に、話し合いの場を設け、意見交換と情報共有を図ります。

(3) 実習及びボランティア等への対応について

社会適応力の向上を図るため、実習生やボランティアの受け入れ、中学校との交流を積極的に行います。

(4) 地域との交流について

大沢地区文化展の第二会場として「文化祭」を開催し、地域との交流を通じて障がい者の抱える問題や事業所での活動について理解を得る努力をします。

(5) 環境整備について

保健衛生上、園舎内を清潔に保つことはもちろん、園舎外にあっても利用者、保護者や地域の方々が気持ち良く生活できるよう、四季の草花を育てる等の環境整備に努めます。

31年度行事予定

区分	行事内容	
4月	花見 避難訓練 保護者会総会	保健・医療
5月	保護者による環境整備 法人内合同虐待防止研修	
6月	佐久地区障がい者スポーツ大会 イオン販売、山門市販売担当	歯科検診
7月	プール 七夕祭り	健康講話
8月	プール 盆休み コスモス祭 避難訓練 大掃除	
9月	県障がい者スポーツ大会 佐久ふれあい広場 イオン販売、山門市販売担当	健康診断
10月	秋の旅行（一泊二日） 紅葉狩り	健康相談
11月	佐久市福祉展 保護者による環境整備	インフルエンザ 予防接種
12月	クリスマス会 望年会 大掃除 年末年始休み イオン販売担当	
1月	年末年始休み 避難訓練 初詣：新年を祝う会	健康講話（歯）
2月	節分 第二コスモス文化祭(大沢地区文化展第二会場) ナイスハートバザール	
3月	ひな祭り イオン販売担当	

※行事予定は、追加・中止・変更する場合があります。

- ・誕生日外出（誕生日のある月）
- ・体重・血圧測定（毎月）
- ・おとの広場（月2回）
- ・小さなおとの広場（奇数月1回）
- ・リハビリ訓練（月1回）
- ・療育指導（月1回）

日 課 表

平 日 日 課 表

8:30	職員出勤・日課準備 (掃除、所内の清拭等) 送迎
9:00	利用者通所・パート職員出勤
9:15	ミーティング
9:30	送迎車着 健康視診・ バイタルチェック 利用者朝会・体操
10:00	散歩・軽体操等 (農耕班活動) (途中で水分補給のための休憩を取ります)
11:30	昼食準備
12:00	昼食・歯磨き・トイレ介助
13:00	休憩
14:00	生産活動
15:00	清掃
15:30	帰りの会
16:00	利用者退所・パート職員終業・送迎 記録整理・一日の振り返り
17:30	ミーティング 職員終業

土 曜 日 課 表

8:00	職員出勤・日課準備 (掃除、所内の清拭等) 送迎
9:00	利用者通所
9:15	ミーティング
9:30	送迎車着・利用者朝会 健康視診・バイタル チェック
10:00	外出 余暇活動等
12:00	昼食・歯磨き・トイレ介助
13:00	休憩
14:00	利用者退所・送迎 記録整理、環境整備等
15:30	ミーティング 記録整理、環境整備等
17:00	職員終業

- 1) 月間予定表及び週間計画に基づく日課を行います。
- 2) 日課は、利用者の障がい状況等を考慮し、「ゆったり」としたものとします。
- 3) 原則として、毎月第3水曜日は「職員会議」を14:00から行います。
- 4) 土曜日課の開催日は年間計画によるものとし、日課の内容は利用者が楽しめる余暇活動を中心とします。なお、土曜日課の終業は原則午後2時となります。
- 5) 利用者の状況等により日課を変更する場合があります。

【平成31年度 土曜日の開所計画】

第二佐久コスモスワークス

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 4月20日(土) | 信州国際音楽村(すいせんの花を観に行こう。) |
| 5月11日(土) | 文蔵の美味しい焼きそばを買ってきて食べよう。 |
| 5月25日(土) | 長門牧場(牧場で動物と触れ合おう。) |
| 6月 1日(土) | 佐久地区障害者スポーツ大会へ参加。 |
| 6月22日(土) | 湯の丸高原(湯の丸高原でつづじを観賞しよう。) |
| 7月 6日(土) | シャトレーゼ白州工場(お菓子工場を見学しよう。) |
| 8月 3日(土) | 電車の旅(電車で野辺山高原へ出かけよう。) |
| 8月10日(土) | ボウリング |
| 8月31日(土) | コスモス祭を観に行こう。 |
| 9月14日(土) | 女神湖(女神湖周辺を散策しよう。) |
| 9月21日(土) | 内山牧場(コスモス畑を観賞し、ソフトクリームを食べよう。) |
| 10月26日(土) | 懐古園(紅葉狩りをしよう。) |
| 11月 2日(土) | 足湯(別所温泉「あいそめの湯」で足湯につかろう。) |
| 11月16日(土) | 小諸市(りんご狩りを楽しもう。) |
| 12月14日(土) | 望年会へ参加 |
| 12月28日(土) | 第二コスモス忘年会(カラオケで一年の労をねぎらおう。) |
| 1月11日(土) | 初詣(生島足島神社) |
| 1月25日(土) | いちご狩り(小諸市) |
| 2月 8日(土) | 第二コスモスで文化祭の作品を作ろう。 |
| 3月 7日(土) | 秋間梅林(きれいな花を観て、気持ちをリフレッシュしよう。) |
| 3月28日(金) | 温泉(武石温泉うつくしの湯で、温まろう。) |

※ なお、例年通り『第二コスモスでゆっくり過ごす』も行いますので、併せてご利用願います。

また、詳しい内容につきましては、毎月お知らせを行い、参加希望について伺いますので、よろしくお願ひいたします。

私たちが目指す大切な支援の柱

～ 第二佐久コスモスワークス ～

<5つの“感”>

感謝 … 「今日もあなたに会えてよかったです」

「来てくれてありがとう」
という感謝の気持ちを日々持ち続けること。

感動 … 美しいものを見る、きれいな音楽を聞く
そんな心搖さぶる体験と一緒に。

感心 … “極微の進歩の世界”を進歩と認識できる観察力を養い、進歩と共に喜び、常によいところに目を向け伸ばしていくこと。

共感 … 言葉を多く持たない利用者の気持ちや行動に寄り添いながら、
その裏にある思いを受け止める。そして常に自分を見つめ直す。

感受性 … 人一倍、何事にも敏感な利用者たち。その敏感な心を見習い、
それに負けないくらいの“気づきの目”を養うこと。

そして私たちは五感（視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚）を全て使い、利用者と接し、自分を見つめ直し、共に歩いていきたいと考えています。

更には、五つの“感”を大切にした支援に努める中で、障害特性に係る知識を深め、利用者個々の成育歴と家庭環境を知り、発達段階にある課題を共有し、具体的解決方法を持って課題に立ち向かうように努めます。

[平成23年12月21日・策定]

[平成26年3月12日・一部改]

多機能型障がい児指定通所支援事業所「ひまわり」

平成31年度 事業計画

1 利用者

定員 5名

契約者 10名（児童発達支援：2名、放課後等ディサービス：8名）

2 基本方針

児童福祉法及び佐久コスモス福祉会の基本理念と事業方針を踏まえ、関係法令・社会規範を遵守し、「児童発達支援」及び「放課後等ディサービス」事業において、基本的な生活習慣の確立と社会生活への適応性を高めるよう、必要な支援及び療育を行います。

【重点目標】

- (1) 五つの“感”（「感謝」、「感動」、「感心」、「共感」、「感受性」）を大切にした支援に努めます。
- (2) 家庭との連携を図る中で、一人ひとりの持てる力を見極め、引き出し、伸ばすように努めます。
- (3) 「利用者が目標や課題をもって生活すること。」ができるように支援します。
- (4) 障がい児福祉に係る基礎的知識の習得を図り、心のこもった支援が確保されるよう職員研修の充実に努めます。
- (5) 関係機関・地域・他事業所との連携を図るなかで、事業の円滑な実施に努めます。

3 「児童発達支援」事業について

主として、身体と知的に重度の障がいを併せ持つ就学前児童を、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで「通所」の方法により受け入れ、児童の発達を促す支援及び療育を行います。

- (1) 受け入れに当たっては、健康で楽しい時間が過ごせるよう、個別支援計画をもとに支援を行います。
- (2) 「障がいの受容」には、多くの時間とエネルギーが必要であることを理解し、保護者及び障がい児にゆったりと寄り添います。
- (3) 障がい特性、年齢、発達段階に沿った支援に努めるため、主治医から「指示書」を徴し、常に連携を怠らないように努める他、保護者との綿密な情報交換のもとに支援に当たります。
- (4) 支援に当たっては、個々の状況に応じて主体性を伸ばす「遊び」や「日常生活活動」の提供に努めます。
- (5) 「入浴」や「送迎」については、可能な限り保護者の願いに応えられるよう努力します。
- (6) 療育指導(作業療法)やリハビリ訓練(理学療法)の指導を受け、身体機能の維持・向上に努めます。
- (7) おとの広場(音楽療法)やビデオ鑑賞等を通じて、豊かな情操が育まれるよう努めます。
- (8) 第二佐久コスモスワークス利用者との交流等、様々な社会体験を積むことで生活の幅が広がるように努めます。

4 「放課後等ディサービス」事業について

主として、身体と知的に重度の障がいを併せ持つ児童・生徒を、祝祭日を除く学校の休業時の月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで「通所」の方法により受け入れ、児童の発達を促す支援及び療育を行います。

支援に当たっては、「児童発達支援」事業における留意事項と同様な配慮をするとともに、障がい特性等を考慮しながら学校生活の活動を参考に、持っている力を最大限に伸ばすことが出来るように取り組みます。

5 健康管理、保健衛生について

生活の質の向上を図る観点からも、児童の健康増進、管理に細やかな配慮を行います。

- (1) 通所時における健康視診やバイタルチェックにより、日々の健康状態の把握を行ないます。
- (2) 毎日の次亜塩素酸水による所内の拭き上げ及び手洗いの励行を実施し、室内環境の衛生に配慮し、防疫対策を実施します。
- (3) 昼食の献立を毎回確認し、食事の加工を衛生的に行い、安全な食事を提供します。

6 防災計画について

- (1) 災害の予防及び利用者を災害から守ることができるよう、関係機関との連携のもとに避難・消火訓練等を年3回、計画的に実施します。
- (2) 防火機材の定期的な保守点検を行うとともに、職員の防災意識の高揚を図るため、研修会等の開催に努めます。
- (3) 消防署員による職員を対象とした講習会を計画し、心肺蘇生法とAEDの使用方法の習得を目指します。

7 職員研修について

障がい児を受け入れる事業所の職員にふさわしい資質を身に付けられるよう各種研修の機会を確保し、技能・技術力の向上に努めます。

- (1) 法人が定める職員研修計画に基づき、関係機関・団体等が開催する各種研修会をはじめ、専門的知識取得のための研修への積極的な参加に努めます。
- (2) 法人内研修や他施設・事業所への視察研修等を行い、職員の技能・技術力の向上を図ります。
- (3) 毎日の「日誌」のなかで職員間の情報共有を図ります。
- (4) 每月の職員会における「支援の振り返りや必要に応じて行うケース検討」を通じて、児童一人ひとりの支援のあり方を探ります。
- (5) 各種の研修参加後は、必要に応じて復命研修を実施し、支援技術・知識の均一化を図ります。
- (6) 障がい者虐待防止についての研修への出席、虐待防止委員会の開催、周知により、虐待への意識を高め、個々の支援力の向上に努めます。

8 その他

(1) 職員間の連携、協力体制の構築

朝、夕の職員連絡会等を通じて、常に児童等への支援のあり方を模索し、情報の共有を図り、統一した対応、支援が行えるように努めます。

また、原則として第3水曜日の午後には看護師ミーティング、職員会議を開催し、児童等への支援の振り返りを行います。

(2) 他機関との連携について

こども同士の触れ合いが、障がい児の発達に欠かせないものであることから、佐久市療育支援センターや保育園、養護学校等との交流に努めます。

(4) 実習及びボランティア等への対応について

社会適応力の向上と地域社会との交流を促進するため、実習生やボランティアの受け入れ、小・中学校との交流を積極的に行います。

(5) 地域との交流について

大沢地区文化展の第二会場として「文化祭」を開催し、地域との交流を通じて障がい児やその家族の抱える問題や事業所での活動について理解を得る努力をします。

(6) 環境整備について

保健衛生上、園舎内を清潔に保つことはもちろん、園舎外にあっても利用者、保護者や地域の方々が気持ち良く生活できるよう、四季の草花を育てる等の環境整備に努めます。

ひまわり日課表

日 課

8:30	職員出勤・日課準備
9:00	パート職員出勤・児童通所・健康視診・ バイタルチェック
9:15	保護者からの健康状況等の聞き取り 職員朝会
	水分補給 おむつ交換 散歩・軽体操・音楽鑑賞等
11:30	昼食準備
12:00	昼食・歯磨き
13:00	休憩
14:00	バイタルチェック 入浴支援 水分補給 おむつ交換 散歩・軽体操・音楽鑑賞等
16:00	一日の様子の保護者への伝達 児童帰宅・パート職員終業 記録整理・一日の振り返り
17:30	ミーティング 職員終業

- 1) 日課は、障がい特性や年齢等を考慮し、「ゆったり」としたものとします。
- 2) 原則として、毎月第3水曜日の午後は「職員会議」のため、午後2時の終業となります。
- 3) 児童のその日の状況等により、日課は適宜変更します。

指定特定相談支援おおさわ事業所
平成31年度 事業計画

1 利用者

契約者 22名

2 基本方針

障害者総合支援法及び社会福祉法人佐久コスモス福祉会の基本理念及び事業方針を踏まえ、関係法令・社会規範を遵守し、障がい者(児)の豊かな地域生活を支える「指定特定相談支援事業」及び「指定障害児相談支援事業」に取り組みます。

3 指定特定相談支援事業

(1) 基本方針

利用者(児)及び保護者等の願いに耳を傾け、利用者(児)がその有する能力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、相談その他の日常生活上の支援を、市町並びに他の障がい福祉サービス事業を行う者等との密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に行ないます。

(2) 対象者

佐久市、小諸市及び佐久穂町内に居住する障がい者とします。

ただし、上記以外に居住する障がい者に対応する場合もあります。

(3) 内容

相談支援専門員は、障がい者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成、関係する事業所等間の調整及び家族支援等関連する業務を行ないます。また、利用者の自己決定を支援するために、関係機関との連携に努めます。

4 指定障害児相談支援事業

(1) 基本方針

障がい児及びその保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や便宜を供与し、及び権利擁護のために必要な援助を行なうことにより、障がい児等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、支援します。

(2) 対象者

佐久市、小諸市及び佐久穂町内に居住する障がい児とします。

ただし、上記以外に居住する障がい児に対応する場合もあります。

(3) 内容

相談支援専門員は、障がい児の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成、
関係する事業所等間の調整及び家族支援等関連する業務を行ないます。

5 具体的相談内容

- ア 福祉サービスの利用等に関する相談支援
- イ 障がいや病状の理解に関する相談支援
- ウ 健康・医療に関する相談支援
- エ 不安解消・情緒安定に関する相談支援
- オ 保育・教育に関する相談支援
- カ 家族関係・人間関係に関する相談支援
- キ 家計・経済に関する相談支援
- ク 生活技術に関する相談支援
- ケ 社会参加・余暇活動に関する相談支援
- コ 権利擁護に関する相談支援
- サ その他の生活相談全般に係る相談支援

2019年度「多機能型事業所ワークサポートこすもす」事業計画

事業方針：自立（自律）した生活と就労を支える

主たる事業所・ワークサポートこすもす石神と、従たる事業所・ワークサポートこすもす中込にて、一般就労を希望する障がいの方に対し「自立した就労」と「自立した生活」を営める為のトレーニングを提供する。

1 事業内容

① 自立訓練（生活訓練）・ワークサポートこすもす石神

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方であり、原則として就労を希望する方に対し支援を行う。就労を意識した個別支援計画を作成し進捗状況に応じトレーニングを組み合わせ、自立訓練から就労移行支援事業等へ速やかに移行できるよう必要な支援を行います。また、自立訓練からの一般企業への就職支援が強化されたこともあり、障がい理解や病状の安定を図り直接、就職へと向かう支援も強化します。あわせて普通自動車免許等、地域特性に合わせ就労に有利になるような免許等の取得支援も行います。また、利用者確保の為の営業活動を年間通じて実施します。

② 就労移行支援・ワークサポートこすもす中込

就労を希望される方に対し、生産活動、職場体験、企業実習機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要なトレーニング等を行い就労を支援します。また、就職後 6 か月間における職場への定着支援相談等、必要な支援を提供し職場定着を図ります。精神疾患等の利用者の増加もあり、病状のコントロール等の座学やアドバイスを実施します。就職後、利用者の方が一人で課題を解決できるスキルを身につけていただける様なサービス提供に心掛けます。あわせて、自立訓練と同様に通年での利用者安定確保を目指し、こまめな営業活動を実施します。

2 事業所

ワークサポート石神（自立訓練）

佐久市中込 1273-2

ワークサポート中込（就労移行）

佐久市中込 3100-3

3 従業者

管理者兼サービス管理責任者 石神事業所中込事業所兼務 1名

石神事業所 生活支援員 2名

中込事業所 就労支援員 1名

職業指導員 1名

生活支援員 1名

4 利用者定員 就労移行支援 10名

自立訓練（生活訓練） 10名

5 サービス提供内容

(1) サービス提供日

月曜日～金曜日及び、事業所が定めた日

(2) サービス提供時間

午前9時～午後3時

(3) 休日

日曜日、12月29日～1月3日

その他事業所が定めた日

* 実習・就労トレーニング・定着支援の進捗状況及び内容により、曜日、時間、休日ともに変更あり。

6 サービス提供期間

各サービス共に原則 24ヶ月以内

7 重点事項

- (1) 発達障がい等の障がい特性に合わせた、就労支援プログラムの提供。障がい受容や理解の学習支援。
- (2) トレーニングステージに合わせたグループ実習、単独実習の提供。
- (3) 将来の一人暮らし等に備えた、生活トレーニングの提供。
- (4) 通年の利用者の安定確保の為、こまめな営業活動の実施。

- (3) 将来の一人暮らし等に備えた、生活トレーニングの提供。
- (4) 通年の利用者の安定確保の為、こまめな営業活動の実施。
- (5) 支援職員の安定確保。
- (6) サービス管理責任者の養成。支援員の支援スキルの向上。

8 職員研修予定等

就業支援基礎研修
就業支援実践研修
職業リハビリテーション実践セミナー
障害者虐待防止・権利擁護研修
サービス管理責任者研修
相談支援専門員初任研修
相談支援専門員現任研修 等

*多様化する利用者ニーズに応える為、支援スキルの向上に心がける。

9 目標

就職者 就労移行支援 5名以上
自立訓練 1名以上
定着率 6か月以上 100%

2019年度ワークサポートこすもす生産活動計画書

基本方針 :

事業所内における作業や、企業内実習等により得た収入は、経費を差し引き利用者へ規程を定め支給する。支給にあたっては、支援ステージや能力及びモチベーションの向上を考え決定する。また、労働習慣習得のトレーニングを目的とし一部作業を自立訓練（生活訓練）へ内部委託し、その収入は利用者へ分配するものとする。

作業トレーニング科目 :

石神事業所

自立訓練

- 1. かご編み
- 2. 畑作業

C 中込事業所

就労移行支援

- 1. カフェ作業（選別・焙煎・販売・移動販売車）
- 2. 請負作業 アパート・空き家等の除草作業等
- 3. 請負作業 ダイキャスト選別・計量等

收支目標 :

作業収入	2, 300, 000円
経費	1, 400, 000円
訓練手当	900, 000円

2019年度ワークサポートこすもす年間予定表

月	内 容
4	
5	
6	第1回企業見学
7	
8	
9	合同面接会・第1回防災(水防)訓練
10	第2回企業見学
11	
12	
1	合同新年会
2	第3回企業見学
3	第2回防災(水防)訓練
その他: 企業見学については、その都度、利用者ニーズを把握し、内容・回数は調整する。	

平成31年度 障がい福祉サービス事業所 どんぐり 事業計画

「支援者に求められる資質」

情熱・熱意・意欲・使命感・役割意識

自己認知（自身の性格や行動特性などについての一定の認識）

自己有能感（仕事についている自分に対する一定の有能感）

専門性・プロの力量（レベルアップのための努力）

○ 仕事をするうえで大切にすること

1. 利用者の「理解者」になること。

1) 利用者の「非言語サイン」を読み取る力量を磨く。

2) 利用者の「自己有能感」を育てる。

2. 「発達的視点」と「療育的視点」の必要性と重要性について認識をすること。

1) 「発達的視点」＝「未学習」「誤学習」が今の背景にあることを読み取る。

2) 「療育的視点」＝「仮説」を立てながらの評価と実践をする。

3. 利用者の症状や障がいについての「知識」を得ること。

1) 「発達」についての基本的な知識。

2) 「障がい」や「疾患」についての基本的な知識。

3) 「技法（方法論）」についての基本的な知識。

4. 「視点」と「知識」を駆使し、根拠（エビデンス）のある実践をすること。

1) 「事実」から出発する視点（着眼点・思考）

2) 「経験則」から「普遍性」へ

・・・「経験」の蓄積は大切だが、経験則にとどまっているのは「経験主義」

3) 「理論」から「実践」へ

・・・「理論」の学習は大切だが、理論を鵜呑みにしているのは「教条主義」

※ すべてのことに対応できる経験も理論も存在しない。

○ 仕事をするうえで留意すること

1. 自己有能感とは（自分にとって、利用者にとって）

自分をほかの人と比べずに肯定でき、褒めることができ、励ますことができる心の動きのこと、自己有能感のもとになる経験とは

1) 励まされた経験

幼い頃から励まされてきたことが自身の源になる。

2) 無条件に受け入れられた経験

存在を否定されることなく育つと信頼感を持てるようになる。

3) 自分で選び、自分で決めた経験

本人の選択能力で、食べたいものや着たい服を選択、決定した経験

4) 達成感

「できた」という事実の積み重ねが、本人の自信を形作る。

5) 他者との共感

成功したことを他の人と喜び合う経験

※ 失敗体験が多くなると、自己有能感をすり減らしてしまう。しかし、自己有能感が育つと、たとえ失敗しても自分を励ましてもう一度取り組むことができるようになる。

※ 自己肯定感：自分を肯定する感情「自尊感情」ともいう。

自己有用感：自分を有用だと思える感情。自分の存在が周りの人に役立っている、貢献できているときに思える感情。

2. 「石頭症」について（振り返り）

近藤薰樹先生（日本福祉大学教授・元西久保保育園園長 1920~1988）が命名。

東京帝国大学農学部獣医学科で生物学専攻、生物学・動物学を理論的基礎とし
独特の人間論を構築し保育論を展開した。

1) 近藤先生曰く「お年寄りの頑固さとは、わけが違う。」

- ① 医学用語ではない。
- ② 人間相手の仕事をする限り、かからないようにしなければいけない。
- ③ 「性格的な硬さ」や「発想の乏しさ」を表す言葉ではない。

～生き方（発達観、子ども観、人間観）にかかわる問題である。

2) 「石頭症」の2つのタイプ

- ① 経験主義（傾向として、年配の人がかかりやすい）
 - 「自分の経験」が拠り所
 - =「今までこのやり方でうまくいったのだから、
この人の支援もこれでいいんだ。」

- ② 教条主義（傾向として、若い人がかかりやすい）
 - 「偉い先生の理論」が拠り所
 - =「〇〇先生の理論に従うと、こうなっているのだから
この人の支援もこれでいいんだ。」

3) 二つの「症状」の共通点とは

- ① 「目の前の“人”を視ていない。悩んでいない」点で共通している。
 - 過去の経験なり他人の理論から、安直に答えが出てしまう。
- ② 「支援者としての主体性を見失っている」ことも同じ。
 - 過去の経験なり他人の理論から、安直に答えが出てしまう。

③ 「自覚症状がない」

※ “先駆者の経験” や “先達の知識体系” を率直に聞く姿勢は大切である。

4) 石頭症からの脱却

① まずは、目の前の“人”を「観察」する。

～事実を細やかに受け止める能力

→「気づき」のセンス・・・ただし「コツ」や「カン」という言葉
で片づけてしまうのではなく、自己トレーニングする努力が大切。

② どれだけ多くの「仮説」を立てて支援できているか？

→「ひらめき」のセンス・・・その背景に多くの知識が必要となる

③ たてた「仮説」を確かめる努力をしているか？

→自分の実践そのものを「観察」する。

④ 上記の①②③をどれだけ職員間で共有できるか？

→チームワーク

※日々悩んで考え、なおかつ、前向きに「試行錯誤」を繰り返していく中でしか

真実は見出せない。

3. 言葉とは（外に向けて、内に向けて）

1) コミュニケーションにおける言葉とは

① 心理学者アルバートの実験

人が他人から受ける情報は言葉による伝達はおよそ3割、残りの7割は非言語コミュニケーション（表情、目の動き、声のトーン、声の高低、声のテンポ、体の動き、ジェスチャーなど）

② 心理学者メラビアンの実験

「怒っている」と言葉で話した時、顔の表情（感情、態度）55%、声の質

(高低)大きさ・テンポ38%、話す内容7%

2) 頭の中の言葉とは

言葉を活用する力＝語彙力、語彙力とは、単に言葉を暗記する力ではなく、

「言葉（＝情報）」を適切に活用する力。語彙力によってもたらされる能力としては、

① 深く思考する能力

「幼少期に2つ以上の習得言語があって、どちらも中途半端になってしまったときに頭が混乱し、難しい問題を考えることができなくなる」（セミリンガル・ダブルリミテッド）という問題は、「人間は言葉でものを考えている」という証拠である。頭を使うとは前提として頭の中に言葉を入れておく必要がある。言葉は“思考”的である。

② 理解する能力

語彙力がなければ、文章を読んだり、人の話を聞いても理解することができない。人が物事を理解するときには、表面的な理解だけではなく、頭の中で「相手が本当は何を言おうとしているか」、その真意や意図を推測・類推する作業をしている。深く思考できない人は、深く理解することができない。

③ 感情をコントロールする能力

感情を表現する言葉を「喜怒哀楽」しか持っていないと、その先の感情の把握ができない。妬み、恨み、後悔、軽蔑、嫉妬、恐怖、もどかしさ、やるせなさ、絶望など、言葉があるためにその先の感情がわかる。そして原因が特定できるために解決策が見つけやすくなる。このように

人は言葉を介して自分の感情を把握している。語彙力のある人ほど自分の感情を的確に把握し、上手にコントロールすることができる。

④ 伝える能力

言葉がなければ、伝えるアプローチがかぎられてしまう。適切な言葉選びができないと相手に伝わらない、あるいは情報の何割かしか伝わらないかもしれない。言葉のバリエーションを持っていると、細かなニュアンスまで伝えられる。

⑤ アイデアを出す能力

ジェームス・ウェブ・ヤング（世界最大の広告代理店のトンプソン社の常任最高顧問でアメリカ広告業界の重鎮 1973 年没）が書いた「アイデアの作り方」（1940 年発行の知的発想法の数十年にわたるロングセラー）には 2 つの原理が書かれているが、その一つは「アイデアとは、既存の要素の新しい組合せ以外の何物でもない」と書かれている。既存の要素とは「情報＝言語」であり、頭の中にある無数の言葉を自在に使える人は、組合せのバリエーションも多くなるため、発想力も豊かになる。ちなみにもう一つの原理は「新しい組み合わせを作り出す才能は、事物の関連性を見つけ出す才能に依存する」

この世の中には完全な障がい者もないし、
完全な健常者もない。

○居宅支援事業

【居宅介護】 利用予定者数3名

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介助、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言のほか、生活全般にわたる援助を行います。障がいのある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

【行動援護】 利用予定者数18名

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介助、排せつ、食事等の介助のほか、行動する際に必要な援助を行います。

【短期入所】 利用予定者数3名

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により、介護することが困難になった場合に、障害者支援施設、児童福祉施設等の施設へ短期間の入所が必要となった障がいのある方に、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

【タイムケア】 利用予定者数14名

障がい者（児）を家庭において一時的に介護できない場合等に、登録介護者において介護サービスを提供し、障がい者（児）及び家庭の地域生活を支援します。

【移動支援】 利用予定者数4名

屋内外での移動が単独では困難な障がい者等に対して、外出時の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。対象となる外出は、障がい者等の生活上必要不可欠な外出及び余暇活動です。

【日中一時支援】 利用予定者数12名

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのサービスです。

○相談支援事業

【計画相談支援】【障害児相談支援】 利用予定者数20名

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

○児童支援事業

【放課後等デイサービス】 利用予定者数11名

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

1. 理念

- ・子どもが楽しく成長できるように、安心、安全な場所を提供します。
- ・子どもが家族と笑顔でいられるように他機関、職員が協力、相談し支援します。

2. 基本方針

- ・学校在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する事により、学校教育と相まって障害児の自立の促進をするとともに、放課後等の居場所を提供します。

- ・障害の特性や生活の実態に応じて、児童の自立の促進、生活の質の向上、集団生活に適応する事ができるように適切な支援を行います。
- ・障害をもつ児童も一人の子どもとして尊重され、家族が心豊かな暮らしが続けられるよう、必要な時に、必要な支援の提供ができる場を目指します。

3. 重点実施事項

- ・笑顔の絶えない、明るく、楽しい職場作りに努める。
- ・利用児童が楽しいと思える環境を整え、児童との共感を常に忘れないよう努める。
- ・障害への専門性をもち、児童、保護者の立場を考えた適切な支援を行う。
- ・支援の情報共有を図るため、職員間で話しやすい環境を構築する。
- ・障害理解の上で、児童が成長できる支援を皆で模索し考える。

4. 事業の概要

- ・利用定員 1日当たり、10名
- ・サービス提供時間 月曜日～土曜日 14：00～18：00
- ・サービス提供内容 創作活動、生活訓練、社会適応訓練、その他必要な介助、
レクリエーション、送迎、障害児及び家族の相談、関係機
関との連携

2019年度ライフサポートコスモス事業計画

1. 種 別 共同生活援助・短期入所

2. 共同生活住居の名称及び所在地

- (1) ケアホーム下平 佐久市伴野952-4 0267-63-8516
- (2) グループホーム岸野 佐久市伴野949-1 0267-78-3915

3. 定員（事業所の定員は、共同生活援助9名、短期入所2名）

◎定員内訳

- (1) ケアホーム下平 共同生活援助5名
 - ・利 用 者 女性4名 男性1名
 - ・支援区分 区分5 3名 区分4 2名
- (2) グループホーム岸野 共同生活援助4名、短期入所2名
 - ・利 用 者 女性 3名 男性1名
 - ・支援区分 区分6 2名 区分5 2名
 - ・短期入所契約者 25名

4. 職員配置

管理者（兼務）、世話人兼サービス管理責任者 1名
世話人4名（うちパート3名）、生活支援員4名（うちパート2名）

5. 内 容

①利用者の健康に配慮した食事の提供

栄養・利用者の身体の状況・希望や嗜好を考慮した食事の提供を行う。

②食事、入浴、排せつ等の支援

③日中活動援助

日中活動や他のサービスを利用する場合等に、他のサービス提供事業者等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援する。

④健康管理の援助

日常的健康管理

⑤金銭管理の援助

⑥日常生活における相談・助言

⑦緊急時の対応

⑧余暇活動支援

⑨地域との交流

⑩その他

平成31年度 障害者就業・生活支援センター事業計画
(雇用安定等事業、生活支援等事業)

(1) センターの概要

センター名称	佐久圏域障がい者就業・生活支援センターほーぷ	
センター所在地	長野県佐久市岩村田1880-4	
センター事業(雇用安定等事業)における受託形態の別	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">通常センター</div> • 小規模センター	
活動区域	圏域名	佐久保健福祉圏域
	市町村名	佐久市 小諸市 立科町 御代田町 軽井沢町 佐久穂町 小海町 北相木村 南相木村 南牧村 川上村
	区域人口	208,086人(平成30年10月1日現在)

【職員配置基本分4名：主任就業支援担当者1・就業支援担当者2・生活支援担当者1】
 所長兼主任就業支援担当者：堀内 久美子 就業支援担当者(定着)：茂木 佐也香
 就業支援担当者：前北 晃 生活支援担当者：薩田 菜衣

(2) 佐久圏域の状況

① 地域における支援ニーズ

平成31年2月末の支援対象者は、478名。昨年度同月と比較すると72名増加している。登録者の中でも精神障がい者が、約47%と他の障がい種別と比較しても多く、就労の意欲は高い。自己理解や病識理解が進みづらい精神障がい者への支援が増加していく中で、職場訪問による定着支援のみならず、家庭訪問による日常生活やご家族への支援が必要な対象者が増加した。

また、医療機関との連携が必要とされる対象者の増加も見られた。さらに、職場不適応の内容が多様化しており、タイミング良い支援が必要とされた。そのため、複数の職員が就業支援と生活支援の役割を分担し、チームによる支援を行う必要があった。

支援対象者の就職先の業種は、製造業33% 医療・福祉27% 卸・小売業20% ホテル業・サービス業12% その他8%(行政、農業)となっている。卸・小売業やサービス業は、求人数が多く、条件も幅広く比較的就職しやすい業種ではあるが、高い対人スキル、臨機応変な対応を必要とされているため、職場定着をするのは難しい面がある。したがって、就職後は、事業主及び対象者からも職場訪問のニーズが高く求められている。今後も、地域のニーズに合わせ、更なる細やかな支援が必要とされていることが伺われる。

② 地域の関係機関との連携状況

佐久圏域自立支援協議会就労支援部会において本センターは事務局を担っている。就労支援部会は、佐久公共職業安定所、佐久広域連合障害者相談支援センター、佐久技術

専門校、特別支援学校、普通高校、行政、保健福祉事務所、医療機関、障がい福祉サービス事業所等の地域の就労支援の専門機関で構成されている。2ヵ月に一度、会議を開催し、課題の抽出、検討と地域の情報共有を行い、就労までの途切れの無いネットワークの構築と強化充実を目標に活動している。

昨年11月には、佐久管内の事業所の内、常時30名以上雇用している事業主に対し、障がい者雇用をスムーズに進めて頂く目的で、『障がい者雇用・雇用管理セミナー』を開催した。今年度は、前年度を大幅に上回る99名もの参加があり、事業主の障がい者雇用への取り組みについての関心はさらに高まっていると思われる。長野障害者職業センター職業カウンセラーや精神障害者雇用トータルサポートによる情報提供や参加者同士での話し合いを設けたところ、日頃の困り感や事業主が取り組まれている工夫等の率直な意見交換が行われた。セミナー後は、事業主から直接雇用管理の相談が寄せられ、事業主のニーズに合わせた個別の対応を行った。

今後も障がい者雇用を進める事業主に対し、地域の就労支援専門機関と連携を図りながら支援を行う必要があると考える。

③ 雇用の場の確保の見通し

佐久公共職業安定所管内の障がい者の就職者数は年々増加している。事業主はセミナー等を通じ、障がい者雇用や職場実習制度の理解を深めつつある。さらに、平成30年4月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、障がい者の法定雇用率の引き上げと、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が算入された。この改正を受け、事業主からの雇用管理に関する相談件数は増加している。

また、就業支援担当は、長野県産業看護研究会や長野県中小企業青年中央会から依頼を受け、『障がいのある方と共に働く』というテーマで講演を行った。就業支援事例や地域連携の実態などを発表し、職場環境の課題など活発な意見交換も行われた。このような状況から今後更に雇用拡大が予測されると考えられる。

(3) センターにおける障害者の就業に関する支援活動の状況

雇用安定等事業の受託期間1年当たりの就職者数、職業準備訓練及び職場実習のあっせん件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (4~2月)
就職者数	53名	50名	50名	50名	51名
職業準備訓練及び職場実習のあっせん件数	53件	57件	58件	54件	54件

(4) 雇用保険事業の目標管理について

平成30年度のセンター事業の目標は、就職率71.2%、定着率77.5%、利用者(事業主)の満足度80%であった。平成31年度も厚生労働省から目標提示がある。